

税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。



 千葉県税理士会

〒260-0024

千葉市中央区中央港1-16-12

千葉県税理士会館3階

TEL 043-243-1201 (代)

関与先の皆様へ



書面添付制度を
ご存知ですか

書面添付制度は国税庁と日本税理士会
連合会の協議により運用されています。



千葉県税理士会



書面添付制度とは

税の専門家である税理士のみが利用できる制度で、税理士法第33条の2に規定されています。税理士が申告書作成にあたり次のような項目を記載した書類を申告書に添付する制度です。

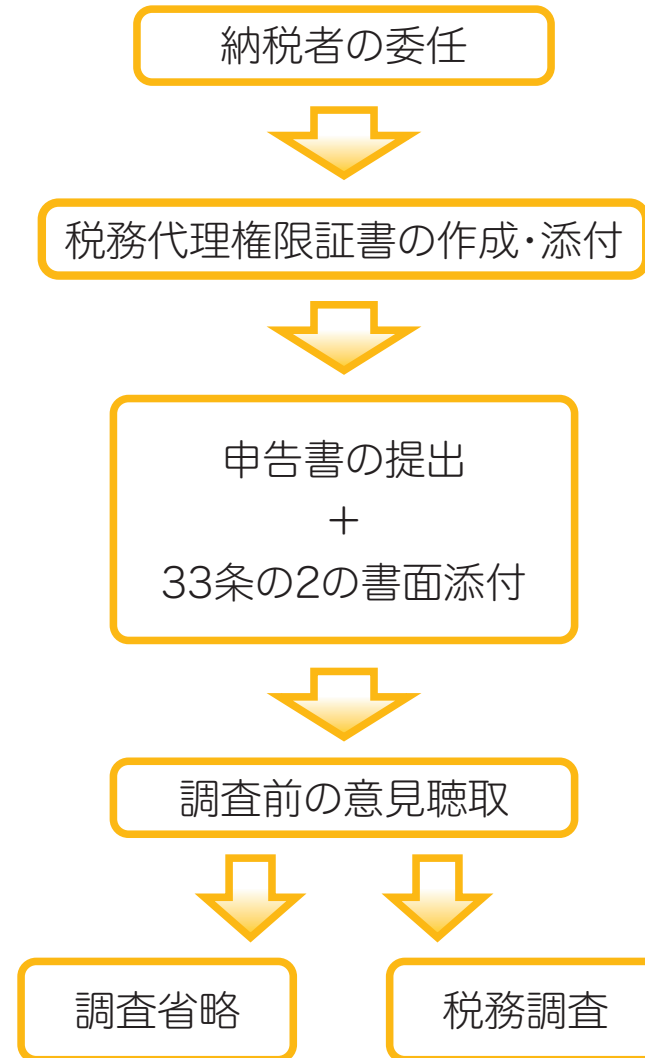
- 1 貴社（あなた）にどのような資料、帳簿類が備え付けてあり、どの帳簿類を基に計算し、整理し、申告書を作成したか。
- 2 今期大きく増減した科目について、その原因や特別な理由。
- 3 貴社（あなた）からどのような税務に関する相談を受け、回答したか。
- 4 税理士として関与先の申告内容について、どのような所見をもっているか。

留意事項

書面添付は、税理士法の規定に基づき、税理士の判断によって行われるものであり、その責任は税理士にあります。したがって、すべての申告に書面添付できるものではありません。詳しくは、貴社（あなた）の担当税理士とご相談ください。



書面添付制度のながれ



書面添付制度を活用して申告書のさらなる信頼UPを目指そう！

調査の省略または効率化

税理士が申告書に書面を添付することにより、税務調査を受ける前に、国税当局から税理士に記載内容についての意見を求められること（「意見聴取」といいます。）があります。この意見聴取で国税当局の疑問点が解消し、結果として、調査の必要性がないと認められた場合には調査省略となります。

また、調査に移行しても、テーマが絞られ、時間の短縮に繋がり、貴社（あなた）の負担が軽減される可能性があります。

申告書等の信頼性の向上

貴社（あなた）からの相談内容や会計・税務処理の判断について、これを税理士が書面に記載することにより、申告書等の信頼性が向上します。

また、計算書類の正確性が担保されることから、貴社（あなたの事業）の的確な経営状況分析ができ、経営計画策定等のための、経営基礎資料となることで期待できます。

